

メガワットソーラー共同利用モデル事業平成18年度公募要領

平成18年6月
環境省地球環境局地球温暖化対策課

環境省では、平成18年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）により、メガワットソーラー共同利用モデル事業を行うこととしています。

事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱」（以下、交付要綱という。）及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）実施要領」（以下、実施要領という。）に従って手続き等を行っていただくことになります。平成18年度の交付要綱及び実施要領は、近日中に環境省ホームページに掲載いたします。

公募要領目次(メガワットソーラー共同利用モデル事業)

1. 補助対象事業の概要及び目的
2. 補助対象となる事業について
3. 応募の方法について
4. 補助対象事業の報告等について

共通的な留意事項について

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について

補助事業における利益等排除について

メガワットソーラー共同利用モデル事業の募集について

1. 補助対象事業の概要及び目的

我が国の太陽光発電については、住宅用分野は普及が進展していますが、非住宅用の分野（事業用）については、太陽光発電システムがまだまだ高価格であること及び住宅用太陽光発電で実施されている余剰電力購入メニューがないことなどからこれまで十分に普及には至っておりません。例えば、2004年度の国内導入量のうち約25万kWは住宅用で事業用は約2万kWに過ぎません。

しかしながら、我が国全体の使用電力量の比率は、家庭30：事業用70であり、使用電力量から見ても事業用における太陽光発電のさらなる普及のポテンシャルは大きいと見られ、今後、一層の量産効果による太陽光発電の低価格化を進めるためには、事業用分野の普及拡大を図る必要があります。

EU諸国等では電力買い取り制度により、メガワット級の太陽光発電施設が経済的に成り立つ環境となつていますが、我が国においては自治体やNPOの協力体制を前提としてもコスト面での問題から企業化には至っていないのが現状です。

環境省では、平成16年度の委託事業として、メガワットソーラー事業のシステム構築について検討を実施し、その調査結果から、17年度は引き続きメガワットソーラーの導入についてのフィジビリティスタディを全国5地域で進めました。その結果、事業導入の前提としては、国からの助成と自治体・NPO・地元企業等がどのように協調し、発電した電力を活用できるかというシステム化の検討が必要であるという結論を得ています。

即ち、太陽光発電施設からの電力の地域での共同利用と太陽光発電施設のイニシャルコストの低減が図れれば、事業化できる可能性があることから、太陽光発電設備に一定の助成を行い、地域で共同利用を行う太陽光発電事業をモデル的に育成させることにより、多様なメガワットソーラー事業の可能性を示し、全国的な導入拡大を図るものとなりました。

2. 補助対象となる事業について

(1) 補助事業の対象者

地域での共同利用等により、全体で1,000kW程度の太陽光発電設備を設置し、事業化しようとする民間団体等であり、事業の確実な実施のために過去5年間で下記の要件を満たす施工事業者等の協力を得て、事業計画を策定し、確実に太陽光発電システムを導入し、共同利用モデルの事業化を進める実施体制を有するものであること。

公共用太陽光発電システムの設計・施工の実績があること。

産業用太陽光発電システムで20kW程度以上のシステムの設計・施工実績があること。

(2) 補助事業の内容

一定地域において、全体で1,000kW（発電容量）程度の太陽光発電設備を

新規に導入し（複数年度にまたがる導入も可）、地域での共同利用を行うモデル事業を対象に太陽光発電設備への設備補助を行います。複数年度で導入する場合には、当該年度の補助対象は、当該年度に導入の完了する太陽光発電設備となる。次年度以降の導入に対する補助については、次年度以降改めて審査の上決定する。

(3)事業採算性について

太陽光発電設備を単に1,000 kW程度設置する民間団体に対し設備補助を実施するものではなく、事業化（最終的には収益をあげられる事業とすること）のためのモデル事業として実施することから、発電した電力を地域でどのように共同利用するかを明らかにするとともに、具体的な検討を元に事業採算性を示して頂く必要があります。

(4) 補助額

1,000 kW程度の太陽光発電設備を導入する全体計画の中で、今年度導入しようとする太陽光発電設備について、40万円/kWを上限に発電容量に応じた補助を行います。

(5) 募集件数

予算の範囲内で、応募内容を勘案して採択を行います。

3. 応募の方法について

(1)応募方法について

事業の応募に必要な書類を、郵送により、公募期間内に環境省地球温暖化対策課へ提出して下さい。書類は、封筒に入れ、宛名面に「メガワットソーラー共同利用モデル事業応募書類」と赤字で明記して下さい。

公募期間

平成18年6月29日（木）～平成18年7月28日（金）

応募受付は、上記公募期間中、平成18年7月28日消印有効とします。

なお、応募状況に応じ、予算の配分が可能な場合には、引き続き追加公募を行います。

応募に必要な書類及び提出部数

[1] 申込書

[2] 事業計画概要

- ・事業主体の概要説明
- ・系統連携する場合は、一般電気事業者との協議状況
- ・資金計画
- ・共同利用計画詳細
- ・事業採算性（検討の詳細及び年次計画の詳細）

[3] 設計・施工を予定する事業者の実績を証明する書類

メガワットソーラー共同モデル事業申し込み様式

【別添1】 申込書・事業計画概要 Word(.doc)形式

【別添2】 経費内訳 Excel(.xls)形式

提出先

環境省地球環境局地球温暖化対策課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

合同庁舎5号館

電話：03-5521-8339（直通）

提出方法

原則として、簡易書留等により郵送して下さい。

(2) 採択の可否等について

補助事業の決定

提出された応募書類をもとに、以下の事項等に留意しつつ審査を行い、事業化についてのフィジビリティが高く、モデル性が高いと判断される事業について、予算の範囲内において補助事業を選定（内示）します。なお、補助事業者の選定（内示）結果については、文書により応募者に通知します。

ア 応募の内容が、本公募要領に示す要件を満たしていること。

イ 事業計画の妥当性、及び事業化の確実性

- ・事業主体と地元自治体等との協力体制
- ・資金計画
- ・設計施工計画
- ・共同利用計画
- ・事業採算性

ウ 共同利用のモデル性

補助事業交付申請について

選定（内示）された事業者は、選定（内示）の通知後に、環境省の示すところにより補助事業交付申請の手続きを行っていただきます。

交付決定

申請書に基づき、事業実施の交付決定を行いますので、交付決定日以降に当該事業を開始し、平成19年3月30日までに当該年度の対象設備の導入を行って下さい。

4. 補助対象事業の報告等について

事業報告について

太陽光発電システム全体の導入が完了するまでの各年次の事業報告等については、別途指示するところにより報告書を作成し提出して下さい。

積極的広報活動

積極的に事業について発表等を行い、モデル事業として広報等に努めて下さい。

事業収支報告について

補助事業終了後は、毎年度の事業収支報告を当分の間行うこととします。

共通的な留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、この補助金の交付要綱に定めるところによることとします。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することが原則となります（ただし、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談下さい。）。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）を以下に記します。

- ・新規応募事業の場合、契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中（出納整理期を含む。）に対価の支払い及び精算が行われること。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2)実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省宛て提出していただきます。

環境省は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額といたします。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします【「補助事業における利益等排除について」参照】。

(3)補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。ただし、必要と認められる場合には上記の方法によらないで、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができます。

(4)取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5)その他

上記の他、必要な事項は交付要綱に定めますので、これを参照してください。

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3)補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。